

防火対象物点検

【防火対象物点検(法8の2の2-1 規4の2の4-1)】

- ・管理権原者は1年に1回防火対象物点検資格者に防火対象物の火災の予防に関する事項を点検させ、消防長または消防署長へ報告しなければならない。

【点検を要する防火対象物(令4の2の2)】

- ①防火管理者が必要な収容人員が300人以上の特定防火対象物※16の3を除く
- ②防火管理者が必要な特定一階段防火対象物

【防火対象物点検資格者が点検を行う内容(規4の2の6-1)】

- ①防火管理に係る消防計画および防火管理者選任(解任)届の届出が行われていること。
- ②自衛消防組織設置(変更)届の届出が行われていること。
- ③防火管理に係る消防計画に基づき、消防庁長官が定める事項が適切に行われていること。
- ④管理権原が分かれている防火対象物について、消防庁長官が定める事項が適切に行われていること。
- ⑤避難通路・避難口・防火戸について、適切に管理されていること。
- ⑥防災対象物品に防災性能を有する旨の表示が付されていること。
- ⑦圧縮アセチレンガス、液化石油ガス、その他の危険物の届出が行われていること。
- ⑧消防用設備等または特殊消防用設備等が設置がされていること。
- ⑨消防用設備等または特殊消防用設備等を設置した場合、届出を行い、検査を受けていること。
- ⑩市町村長が定める基準を満たしていること。

【防火対象物点検報告の特例(法8の2の3-1 規4の2の8-1)】

- ・管理権原者からの申請が必要。
- ・3年間以上、継続して消防法令を遵守している場合、3年間点検と報告が免除される。
- ・特例認定の要件
 - ①管理権原者が3年以上管理をしていること。
 - ②過去3年以内に消防法などに違反して命令を受けたことがなく、現に受ける事由がないこと。
 - ③過去3年以内に特例認定の取り消しを受けたことがなく、現に受ける事由がないこと。
 - ④過去3年以内に防火対象物点検報告を怠ったことや、虚偽報告がないこと。
 - ⑤過去3年以内に防火対象物点検結果が点検基準に適合していなかったことがないこと。
- ・特例認定の検査
 - ①防火対象物点検の点検基準に適合していること。
 - ②消防用設備等または特殊消防用設備等が技術基準に従って設置・維持されていること。
 - ③消防用設備等または特殊消防用設備等の点検・報告がされていること。
 - ④その他、消防法または消防法に基づく命令に規定する事項に関し、市町村長の定める基準に適合していること。